

令和3年12月農業委員会総会議事録

令和3年12月23日午後3時00分、令和3年12月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 24名

1番	岩谷	裕子	委員	2番	成田	忠光	委員	3番	三上	幸雄	委員
4番	佐藤	耕一	委員	6番	成田	繁則	委員	7番	小林	政貴	委員
8番	三上	悦治	委員	9番	平井	秀樹	委員	10番	進藤	司	委員
12番	棟方	健	委員	13番	木村	芳文	委員	14番	小田桐	明	委員
15番	奥元	勝義	委員	16番	高橋	貴志	委員	17番	須藤	秀人	委員
18番	大湯	茂八郎	委員	19番	伊藤	公正	委員	20番	兜森	弘義	委員
21番	小嶋	勇成	委員	22番	藤田	善明	委員	23番	前田	優考	委員
24番	町田	高司	委員	25番	佐藤	剛郎	委員	26番	山内	知人	委員

欠席委員 1名

11番 石岡 千鶴子 委員

出席事務局 9名

事務局長	菅野 昌子	事務局次長	吉田 秀樹
事務局次長補佐	佐藤 祝幸	事務局主幹兼農地調整係長	澤田 明人
事務局農地利用促進係長	藤田 智恵子	事務局総務係長	高木 一誠
事務局岩木分室総括主査	浅利 敏江	相馬分室主幹兼係長	藤田 徹
事務局主事	大浦 空		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議事

議案第74号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第75号	農地転用許可に係る意見について
議案第76号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に 係る意見について
議案第77号	農用地利用集積計画の決定について
議案第78号	農用地利用集積計画策定の要請について

報告第45号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第46号	農地法第5条の許可申請取下げについて
報告第47号	市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第48号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について
報告第49号	非農地の判断について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和3年12月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席者の通告があります。議席番号11番石岡千鶴子委員の1名であります。ただいまの出席者数は24名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。3番三上幸雄委員、15番奥元勝義委員、19番伊藤公正委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第74号を議題といたします。議案第74号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第74号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田6件17,802m²、畠6件28,618m²、合計12件46,420m²であります。また、使用収益権関係では、田3件36,732m²、畠6件60,997m²、合計9件97,729m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりませんので、説明は省略いたします。以上であります。事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る12月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、進藤司委員、小田桐明委員、それに私、木村であります。3条許可申請について、新規就農2件についての事情聴取を行いました。7ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号149番について申し上げます。申請地は、借受人の父が所有する農地で、借受人は、これまでにも当該農地でりんごを作付しておりましたが、後継者として、これまで以上に農業に携わるため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後、申請地では、親戚や知人の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。11ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号156番について申し上げます。申請地は、借受人である農地所有適格法人の代表が所有する農地で、栗を作付しておりましたが、法人として経営を行うため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後、申請地では、知人の指導の下、引き続き同様にして栗を栽培することから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。以上、報告します。

議長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

	(なし)
議長	それでは、議案第 74 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 74 号は、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 74 号は、許可することに決定いたします。 次に、議案第 75 号を議題といたします。議案第 75 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	13 ページをお開き願います。議案第 75 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畳 1 件 492 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
調査委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。15 ページをお開きください。受付番号 12 番について、ご説明いたします。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書にあるとおり、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置されるもの」であることから転用基準を満たすものであります。また、申請者がこの代替地について検討した結果、事業目的や面積等から近隣に代替地がないことから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。
	(なし)
議長	それでは、議案第 75 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 75 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 75 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。 次に、議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。

議 長

事務局より説明を求めます。

事務局次長

17 ページをお開き願います。議案第 76 号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 2 件 5,789 m²であります。また、使用収益権関係が、田 2 件 3,730 m²、畑 2 件 3,106 m²、合計 4 件 6,836 m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたしました。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。19 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 18 番は、その他の第 2 種農地で、第 3 種農地や非農地に代替地がない場合に限り許可となる農地区分で、目的を達成できる代替地がないこと、また、転用許可申請に係る事業目的に使用することが確実と認められることから、転用許可基準を満たすものであります。受付番号 19 番は、農地区分が第 3 種農地で、原則許可相当の農地区分であります。次に 20 ページをご覧ください。使用収益権関係の受付番号 10 番から 13 番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、樋の口浄水場等建設事業の工事のための資材及び残土置場としての一時的な利用に供することから、転用許可基準を満たすものであります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(なし)

議 長

それでは、議案第 76 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(なし)

議 長

議案第 76 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 76 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 77 号を議題といたします。議案第 77 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

21 ページをお開き願います。議案第 77 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出

事務局次長	されました件数と面積は、所有権関係が、田 4 件 18,124 m ² 、畑 9 件 103,321 m ² 、その他 329 m ² 合計 13 件 121,774 m ² であります。また、使用収益権関係は、田 2 件 9,544 m ² であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田 1 件 4,936 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
調査副委員長	本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。25 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 88 番から 27 ページ 92 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。26 ページ、受付番号 90 番から 27 ページ 92 番については、あおもり農業支援センターが実施する農地売買等事業により、あおもり農業支援センターから借受けていた農地について、譲受人からの買受申出があったことによる所有権取得のための計画案となります。29 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 218 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、権利設定を行うことで扱い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適當であると考えられました。以上、報告いたします。
議 長	それでは、議案第 77 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議 長	議案第 77 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 77 号は、委員会報告のとおり決定いたします。次に、議案第 78 号を議題といたします。議案第 78 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	31 ページをお開き願います。議案第 78 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 9,317 m ² 、畑 3 件 13,066 m ² 、合計 6 件 22,383 m ² であります。今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 6 件が整ったものであります。35 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 68 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たす計画案で

事務局次長	あります。以上であります。
議　　長	利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
	(な　し)
議　　長	それでは、議案第 78 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	議案第 78 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議　　長	異議ないものと認め、議案第 78 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、報告事項に入ります。報告第 45 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	37 ページをお開き願います。報告第 45 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 35,094 m ² 、畑 10 件 121,543 m ² 、合計 14 件 156,637 m ² であります。なお、届出理由につきましては 39 ページから 40 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 45 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 46 号「農地法第 5 条の許可申請取下げについて」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	41 ページをお開き願います。報告第 46 号は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取り下げがなされたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 1 件 94.92 m ² であります。本件は、令和 3 年 10 月総会で農地転用について、許可相当の意見を付して県知事に送付したものであります。その後、申請者が提出した取下願について、令和 3 年 11 月 9 日付けで県知事が受理したものであります。なお、取下理由につきましては、43 ページの取下理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 46 号について、御質問等ございませんか。
	(な　し)
議　　長	次に、報告第 47 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	45 ページをお開き願います。報告第 47 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、5 条関係が田 1 件 112 m ² 、畑 2 件 822 m ²

事務局次長	合計 3 件 934 m ² であります。なお、届出理由につきましては、47 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 47 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 48 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	49 ページをお開き願います。報告第 48 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 18,528 m ² 、畑 2 件 21,836 m ² 、合計 10 件 40,364 m ² であります。なお、解約理由につきましては、51 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議 長	報告第 48 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	次に、報告第 49 号「非農地の判断について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	53 ページをお開き願います。報告第 49 号は、「非農地の判断について」であります。農地法第 30 条による利用状況調査において、地区を担当する 3 名の委員が、農地法の運用について、第 4(4)に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断したので、報告するものであります。今会議に報告されました筆数と面積は、畑 2 筆 4,146 m ² であります。以上であります。
議 長	報告第 49 号について、御質問等ございませんか。 (な し)
議 長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 28 分]